

広報とうや湖掲載6月号

「商品をSNSで宣伝すると報酬がもらえる」といって商品を購入させる儲け話にご注意を！

購入した商品をSNSで宣伝すると商品購入代金が支払われるほか、報酬等が得られるなどと言って高額の商品を購入させる儲け話に関する相談が、今年の3月頃から全国で急増しており、国民生活センターが注意を呼びかけています。

被害事例としては、広告代行ビジネスの事業者より、商品をクレジットカードで購入し、その商品をSNSで宣伝すると購入額の全額返金とポイントがたまると勧誘されたため、食品や化粧品など約150万円分をクレジットカードで購入しSNSで宣伝したところ、150万円全額が入金されカードにポイントが貯まりました。その事業者を信用した男性は、さらに400万円分の商品を購入しましたが、それ以降入金は無く、事業者との連絡が取れなくなり、クレジットカード会社への支払いができなくなったため、借金をすることとなりました。

上記のように、うまい話には裏がありますので、「簡単に儲かる」などと副業サイトに掲載されていたり、友人等から紹介されたりしても、勧められるがままに多額の商品を購入することは危険ですので、慎重に判断しましょう。

問合せ 産業振興課水産・商工グループ TEL 74-3005